

一般社団法人 FLIP コンソーシアム ユーザー会員規約

平成 25 年 3 月 25 日制定

平成 25 年 8 月 23 日改正

平成 27 年 3 月 18 日改正

平成 29 年 8 月 18 日改正

平成 30 年 4 月 2 日改正

平成 31 年 1 月 18 日改正

第 1 条 (目的)

一般社団法人 FLIP コンソーシアム (以下、「当法人」という。) は、液状化による構造物被害予測プログラム/地盤構造物系の地震応答“Finite Element Analysis Program of Liquefaction Process/Response Of Soil-Structure Systems during Earthquakes” (以下、「FLIP ROSE® Program」という。) および液状化による構造物被害予測プログラム/大変形解析“Finite element Analysis Program of Liquefaction Process/Total and Updated Lagrangian Analysis Program of Liquefaction Process” (以下、「FLIP TULIP® Program」という。) の改良・機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発を行うとともに、社会基盤施設の耐震性能照査技術の向上とその普及を行い、もって学術および科学技術の振興に寄与することを目的とし、国内外において当法人の定款 (以下、「定款」という。) 第 3 条に定める事業を行います。本一般社団法人 FLIP コンソーシアム ユーザー会員規約 (以下、「本規約」という。) では、定款第 3 条 (2) に定める以下の①から④の事業およびサービス (以下、「会員向けサービス」という。) について、当法人とユーザー会員間の権利および義務に関する条項を定めます。

①当法人が提供する FLIP ROSE® Program、FLIP TULIP® Program およびそのプリプロセッサ並びにポストプロセッサプログラム (以下、「関連プログラム」という。) とこれらに関するマニュアルの配布 (以下、FLIP ROSE® Program、FLIP TULIP® Program および関連プログラムのうち、当法人以外の者によって、または、当法人が認定する以外の改良・機能拡張されたこれらのプログラムに該当しないものを「FLIP」という。)

②FLIP の使用権の提供

③FLIP に関する講習会や高度な利用技術に関する研究会 (ワーキンググループ) の開催

④FLIP の利用に関する一般的な技術サポート (以下、「アンサーサービス」という。)

なお、当法人は、7 月 1 日から翌 6 月 30 日までを当法人の事業年度 (以下、「事業年度」という。) と定めます。

第 2 条 (会員の定義)

1 定款第 6 条に定める当法人の会員には、正会員、一般会員、ユーザー会員、特別顧問および顧問

の5種があります。これらの会員のうち、ユーザー会員をもって本規約における会員（以下、「会員」という。）とします。なお、会員のうち、定款第6条第2項に規定する日本国外の個人および法人については、本規約とは別に、「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」が適用されます。

- 2 1 会員が当該会員としての特典を有効に行使できる地理的範囲は、当該会員の住所または主たる事業所が存在するその国内またはその地域（オリンピックで採用されている該当地域区分）内とします。

第3条（入会および会員種別の変更）

- 1 ユーザー会員として入会しようとする者の入会資格は、以下の①および②に定めるとおりとします。

①当法人の目的に賛同する定款第6条第2項に定める国内外の個人または法人であること

②当法人の定める入会申込書により申し込み、入会について当法人の理事長もしくは担当の理事の承認を受けること

- 2 前項の入会資格を満たしていると当法人に承認を受けた者（以下、「入会申込者」という。）は、定款および本規約に同意の上、当法人の定める入会承諾書を提出し、第4条および第5条において定める入会に係る料金（以下、「入会費用」という。）を支払うこととします。
- 3 入会申込者は、前項にて定める事項を入会申込者が全て完了したことを当法人が確認した日（以下、「入会承認日」という。）をもって当法人の会員となります。
- 4 会員がその会員種別を変更することを当法人に申し込む場合は、本規約とは別に、「一般社団法人FLIP コンソーシアム一般会員および正会員規約」第3条、第4条、第5条が、その入会資格並びに審査基準および変更に係る費用として、適用されます。

第4条（入会金）

- 1 入会申込者は、入会費用として表1に定める入会金を当法人に支払うものとします。なお、以下の①または②のいずれかに該当する者を表1にて定める新規入会者とします。

①当法人に初めて入会する者であり、FLIP ROSE® Program の ver.6.0.6、または、その後継プログラムが導入された場合にはその後継プログラム（以下、「ver.6.0.6 類」という。）（ただし、アカデミックディスカウント版を除く）の使用権を有していない者

②財団法人沿岸技術研究センターが事務局を務めていた第三期 FLIP 研究会の会員（以下、「第三期 FLIP 研究会員」という。）、同第四期 FLIP 研究会の会員（以下、「第四期 FLIP 研究会員」という。）のいずれでもない者

- 2 第14条に定める退会後に当法人に再入会しようとする者（以下、「再入会申込者」という。）は、表1に定める再入会金100万円（消費税別）を支払うものとします。

表 1【入会金一覧（消費税別）】

入会前の使用権等	入会金（消費税別）
新規入会者	200 万円（消費税別）
ver.6.0.6 類（スタンドアローン版）購入者	100 万円（消費税別）
ver.6.0.6 類（LAN 対応版）購入者、 または、第三期もしくは第四期 FLIP 研究会員	50 万円（消費税別）
再入会金	100 万円（消費税別）

第 5 条（年会費とその他費用）

- 1 会員は、年会費として、事業年度毎に表 2 に定める 30 万円（消費税別）を支払うものとします。
- 2 入会申込者または再入会申込者は、入会または再入会時に入会費用として表 2 に定める年会費を第 4 条に定める入会金と合わせて支払うものとします。なお、事業年度の途中に入会または再入会する場合においても、年会費は 30 万円（消費税別）とします。
- 3 入会申込者または再入会申込者が当法人に ver.6.0.6 類のサポートサービス料金を支払い済みであり、かつ、当該サポートサービス契約の有効期間内である場合は、支払い済みの料金に相当する金額を入会費用のうちの年会費から控除します。

表 2【年会費（消費税別）】

年会費	30 万円（消費税別）
-----	-------------

- 4 年会費には、FLIP の利用に関するアンサーサービスの窓口（以下、「問合せ窓口」という。）の担当者 1 名の利用料が含まれています。問合せ窓口の担当者数を追加する場合は、表 3 のとおり、別途年会費として 1 口あたり 10 万円（消費税別）（以下、「追加窓口年会費」という。）が必要になります。なお、問合せ窓口は、第 7 条第 1 項②に定める会員向けサービスを 1 セットあたり最大 9 口まで追加できます。

表 3【追加窓口年会費（消費税別）】

追加窓口年会費	10 万円／口（消費税別）
---------	---------------

- 5 問合せ窓口の言語は、1 窓口につき日本語または英語のいずれかを選択できます。
- 6 会員は、第 7 条第 1 項②に規定する会員向けサービスと同一のセット（以下、「追加プログラムセット」という。）を購入することができます。追加プログラムセットは、日本語版または英語版いずれの場合も表 4 のとおり 1 セットあたり 100 万円（消費税別）となります。
- 7 前項の追加プログラムセットを購入した場合において、すでに登録済みの問合せ窓口の担当者と言語の異なる問合せ窓口の利用者が、アンサーサービスを利用する場合は、1 セットあたり 1 口以上の問合せ窓口の担当者の追加登録が必要となり、本条第 4 項の規定に従って、追加窓口年会費が必要になります。ただし、言語が同じ問合せ窓口の場合は、担当者の追加登録は任意となります。

表 4【追加プログラムセットの料金（消費税別）】

追加プログラムセット (日本語版または英語版から選択)	100 万円/セット（消費税別）
--------------------------------	------------------

第 6 条（支払）

- 1 当法人に第 4 条、第 5 条に定める料金を支払う場合は、当法人様式の請求書に記載された金額の全額を会員向けサービスが提供されるより前に、または、請求書に振込期限の記載がある場合はその期限までに当法人の指定する銀行口座へ振込むこととします。
- 2 振込にかかる手数料は、全て会員の負担とします。
- 3 会員もしくは入会申込者もしくは再入会申込者は、本条第 4 項または第 17 条第 5 項の場合を除き、既に支払った第 4 条、第 5 条に定める料金は返金されないことに同意するものとします。
- 4 入会承認日以降に入会の取り消しを希望する個人の入会申込者（以下、「キャンセル希望者」という。）の場合、FLIP を実行するためのプロテクト用ドングルキー（以下「プロテクトキー」という。）のパッケージを開封する前、かつ、当法人が提供する会員専用のウェブサイト（以下、「会員サイト」という。）にログインする前である場合に限り、プロテクトキーおよび会員サイトへのログイン ID およびパスワードを記載した通知書（以下、「ID・パスワード通知書」という。）がキャンセル希望者の住所に納品または配達された日より 8 日以内に当法人に書面または電子メールにて連絡することで、入会の取り消しを請求することができます。その際、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の返送にかかる送料は、キャンセル希望者の負担とし、可能な限り当法人から送られた梱包状態のまま当法人へ入会の取り消しを請求した日より 30 日以内に返送がなされるものとします。当法人は、キャンセル希望者から返送されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を確認した後、キャンセル希望者が既に支払った入会費用から振込にかかる手数料を差し引いた金額をキャンセル希望者の銀行口座に返金します。なお、キャンセル希望者から返送されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が、キャンセル希望者の故意もしくは過失にもとづき破損していると認められる場合、または全ての同梱物が返送されない場合、当法人はキャンセル希望者の入会の取り消し請求に対して、第 14 条に定める退会として承認、または、第 15 条に定める除名として取り扱う場合があります。

第7条（会員の特典）

- 1 会員は、特典として、以下に定める会員向けサービスを受けることができます。
 - ① FLIPに関する高度な利用技術に関わる研究会（ワーキンググループ）への参加
 - ② FLIPを実行形式で10ライセンス、そのマニュアル、プロテクトキー、その他関連書類
 - ③ FLIPに関する講演会や講習会等への参加
 - ④ FLIPの使用（第2条第3項で定める地理的範囲内かつ入会した法人内または個人での使用に限ります。）
 - ⑤ FLIPの利用に関するアンサーサービス
- 2 本条第1項②に定める会員向けサービスは、1会員あたり日本語版または英語版のいずれか1セットのみの提供とします。なお、会員はFLIPに含まれるFLIPGENプログラムの日本語版と英語版には互換性がないことを承諾するものとします。
- 3 本条第1項③に定める当法人が会員向けに無償で開催する講習会について、会員は、原則として1会員あたり1名参加する権利を有します。なお、講習会の開催日程および内容は当法人が定めるものとし、その開催場所は、原則として日本国となり、言語および資料は日本語のみです。
- 4 本条第1項⑤にて定めるFLIPの利用に関して当法人が提供するアンサーサービスの詳細および利用方法は、別途アンサーサービス利用規約において定めることとし、また、i)FLIPに改変を加えたバージョンのうち当法人が提供するFLIP以外のもの、またはその可能性があるものに起因もしくは関連する諸問題および、ii) 当法人が提供する関連プログラム以外のFLIPのプリプロセッサまたはポストプロセッサに起因もしくは関連する諸問題は含まれないものとします。
- 5 本条第1項⑤にて定めるアンサーサービスに関する問合せ窓口の言語は、日本語または英語のいずれかを選択することとします。
- 6 会員は、FLIPの改良、機能拡張と高度な利用技術に関する研究開発の成果報告書を会員サイトより無料でダウンロードできるものとします。

第8条（サービスおよびその他の提供方法）

- 1 当法人は、入会承認日より14営業日以内に入会申込書に記載された会員の住所にID・パスワード通知書および別送にてプロテクトキーを発送します。
- 2 前項にて定めるプロテクトキーもしくはID・パスワード通知書の受け取りを会員が拒否したり、または、怠ったり、会員が必要な指示を怠ったことにより当法人がプロテクトキーもしくはID・パスワード通知書を入会申込書に記載された会員の住所に納品できない場合、i) プロテクトキーもしくはID・パスワード通知書は会員に引き渡されたものとみなされ、ii) 当法人は、当法人の判断で、プロテクトキーもしくはID・パスワード通知書を保管することができます。
- 3 第7条第1項②に定める会員向けサービスのうち、プロテクトキーを除くFLIP、そのマニュアル、その他関連書類は、会員サイトよりダウンロードする形式で提供されます。

第9条（紛失および損傷のリスク）

プロテクトキー並びに ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、当法人が当法人の事務所において、プロテクトキーを運送業者に引き渡した時点で、また、ID・パスワード通知書を郵便窓口にて引き渡した時点もしくは郵便差出箱に投函した時点で会員に移転します。

第10条（所有権）

プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の所有権は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が会員に納品または配達された時点で会員に移転します。

第11条（検品と確認）

- 1 当法人は、当法人の事務所において発送前にプロテクトキーを検品し、また、ID・パスワード通知書の確認および会員サイトへのログインテストを行います。会員は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された後、プロテクトキーに同梱の導入ガイドに従って、速やかにそれらの損傷および欠陥の有無について確認を行うとともに動作確認を行うものとします。
- 2 前項の確認の結果、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書に何らかの損傷、欠陥、その他の不具合が見つかった場合、会員は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された日より 30 日以内に当法人に書面または電子メールにて連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、会員は納品または配達されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書に損傷、欠陥、その他の不具合がなかったことに同意したものとみなします。

第12条（管理義務）

- 1 会員は、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または移転してはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本規約に従い提供される FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連書類、アンサーサービス、その他一切の物およびサービス（以下、「本会員サービス全般」という。）の全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。
- 2 会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本会員サービス全般が当該会員以外の第三者に不正に流出しないよう、必要となる一切の手段を講じ、管理する義務を負うものとします。
- 3 会員は、FLIP の全部または一部をいかなる理由があっても改変、リバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
- 4 会員は、FLIP を用いて、当法人または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはなりません。
- 5 万一、本条第1項から第4項の管理義務に反する行為が発生した場合には、そのような行為を防止するために必要と当法人が判断する措置の一つとして、すべての会員に対して、第7条に示す会員の特典の一部に制限が加えられることがあります。

第13条（プロテクトキー並びにID・パスワードの取り扱いおよび損傷、紛失）

- 1 会員は、プロテクトキーについて、損傷、紛失等のないよう、十分な注意をもって適切に取り扱うものとします。なお、プロテクトキーが損傷、紛失した場合は、以下の①から⑤とおり対応します。
 - ①納品されたプロテクトキーに損傷が見つかった場合、当法人は損傷のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、プロテクトキーの納品後 30 日以内に会員が当法人に損傷について書面または電子メールにて連絡した場合に限るものとし、その際の交換にかかる送料は、会員の負担とします。なお、会員側の故意または過失にもとづき破損、故障したと認められる場合は、無償での再発行は行いません。
 - ②前項に定める期間を過ぎた後のプロテクトキーの交換については、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、別に定める再発行料金にて再発行を行います。なお、プロテクトキーの交換にかかる送料は会員の負担とします。
 - ③当法人側の原因によりプロテクトキーに欠陥がある場合は、前項までの期間にかかわらず、欠陥のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で再発行を行い、プロテクトキーの交換にかかる送料も当法人にて負担します。
 - ④破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由、また、在会中、再入会時等の如何なる状況であってもプロテクトキー現品の交換が不能となった場合においては、当法人は一切の補償およびプロテクトキーの再発行は行いません。プロテクトキーが交換不能の場合、会員は、第5条第6項に規定する追加プログラムセットを別途購入するものとします。ただし、プロテクトキーが会員に納品されるまでの輸送中のトラブルにより交換不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、当法人が認めた場合に限り、再発行にかかる送料は会員の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。
 - ⑤当法人の会員であった者が退会後にプロテクトキーの交換を希望する場合は、第14条に定める任意退会後 2 年以内である場合に限り、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、本項②に定める再発行を行います。
- 2 会員は、十分な注意をもって会員サイトへの ID・パスワードを適切に管理するものとします。会員が紛失等により ID・パスワードの再発行を希望する場合、当法人は、当法人に登録している当該会員の連絡担当者または窓口担当者のメールアドレスから送信された電子メールによる再発行の依頼を受けて再発行します。

第14条（退会）

会員は、当法人において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会（以下、「任意退会」という。）することができるものとします。

第15条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当法人の社員総会の特別決議によって当該会員を除

名することができるものとします。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第16条（会員資格の喪失）

前の2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとします。

- (1) 年会費が継続して1年以上納入されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (4) 当該会員が、定款その他の当法人の規則に定める、その会員種別の要件を満たさなくなったとき。ただし、その会員種別以外の他の会員種別の要件を満たす場合であって、定款第7条の会員種別の変更を承認された場合には、その種別の会員資格を取得するものとします。

第17条（会員資格の喪失に伴う権利および義務）

- 1 会員が前の3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、本規約第29条に定める存続条項を除き義務を免れるものとします。ただし、会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に提供されたFLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、会員資格喪失後も使用することができます。なお、資格喪失時に未履行の義務は、これを免れることはできません。
- 2 会員が第15条および第16条の規定によりその資格を喪失した後は再入会できないものとします。
- 3 会員が第14条に規定する任意退会によりその資格を喪失した後、当法人に再入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ再入会を申し込むことができます。なお、ユーザー会員に再入会した会員は、任意退会前に会員であった期間に提供されたプロテクトキーを再入会後も使用することとし、再入会時には会員サイトへのID・パスワード通知書とプロテクトキーを除く第7条に定める会員向けサービスが付与されます。
- 4 会員が7月1日から翌8月31日の期間内に任意退会した場合は、退会までの年会費または追加窓口年会費の納付は免除されますが、9月1日以降に任意退会した場合は、退会届を提出した日までの年会費または追加窓口年会費を月割計算（年会費または追加窓口年会費を12で除した金額×退会年度の在会月数（1月未満切り上げ）とその消費税分）に基づき当法人に納付するものとします。
- 5 会員が年会費または追加窓口年会費を納付後、当該事業年度途中で任意退会する場合は、月割計算（年会費または追加窓口年会費を12で除した金額×退会年度の残月数（1月未満切り捨て）とその消費税分）に基づき、会員が既に支払った年会費または追加窓口年会費から振込にかかる手数料を差し引いた金額を会員の銀行口座に返金します。

- 6 会員が任意退会以外の理由でその会員資格を喪失した場合、当法人は、事業年度当初から会員資格を喪失した日までの年会費または追加窓口年会費を月割計算（年会費または追加窓口年会費を12で除した金額×会員資格喪失年度の経過月数（1月未満切り上げ）とその消費税分）に基づき、納付を請求することがあります。
- 7 本条第5項の場合を除いて、会員は、前の3条の規定によりその資格を喪失したときに既に支払い済みの料金は一切返金されないことに同意するものとします。

第18条（保証責任）

当法人より会員に提供される本会員サービス全般は、「現状有姿」および「提供可能な範囲」で提供されるものとし、当法人はその精度、正確性または完全性について、明示的または黙示的でないかなる種類の保証も行いません。当法人は、本会員サービス全般が（i）誤りのないこと、（ii）ある特定の目的に対する商品性または適合性に関する黙示的な保証を含むがそれに限定されない、商品性のあらゆる特定の基準に整合すること、（iii）第三者の権利を侵害しないこと、または（iv）あらゆる特定の適用に対して会員の条件を満たすこと、を明示的または黙示的を問わず一切保証するものではありません。会員はどのような目的のためにも本会員サービス全般に依拠しないことを推奨され、また依拠しないことに同意するものとします。会員による本会員サービス全般の使用または履行により発生する全てのリスクは会員にあるものとします。

第19条（責任の免除）

適用法によって最大限許される範囲において、本規約または会員の本会員サービス全般の使用もしくはそれを使用できないことにより生じた直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的または派生的な損害（事業利益の損害、事業の中断、事業情報の損失、その他金銭的損害を含むがこれに限定されない）に対して、かかる損害が発生する可能性について知らされていた場合においても、その損害が不法行為（過失を含む）、契約または他の法理論により発生したものを問わず、当法人は一切の責任を負いません。本規約においてこれに反する条項がある場合でも、本規約に関する当法人の唯一の責任は、不法行為、過失、厳格責任または他の理論により生じたものかは問わず、直接的金銭損害に限るものとし、総額で当該事業年度において会員から当法人に実際に支払われた年会費および追加窓口年会費の金額を超えないものとします。

第20条（著作権）

会員は、FLIPに関する一切の著作権（著作権法第27条および28条に規定する権利を含み、以下、「本件著作権」という。）が国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人沿岸技術研究センター、井合 進、一般社団法人FLIPコンソーシアム、上田 恭平（以下、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人沿岸技術研究センター、井合 進、一般社団法人FLIPコンソーシアム、上田 恭平を総称して「本件著作権共有者」という。）に帰属することを認識し、承諾します。

第21条（商標など）

会員は、FLIP および FLIP に関連する商標やデザイン、その他の知的財産権（以下、「本件商標等」という。）が、商標登録等の有無にかかわらず、当法人または本件著作権共有者が保有する財産であることを承諾し、本件商標等を会員独自またはその他第三者の商標として登録し、または登録しようとする行為は一切しないものとします。

第22条（不可抗力条項）

不可抗力により、当法人が本規約を履行できなくなり、当法人が会員に損害を与えた場合、会員はその責任を当法人に対して問わないこととします。不可抗力には天災地変、公的機関の命令、労働争議、ストライキ、革命やその他の動乱、火災、暴動、戦争や戦争状態、出航禁止、事故、流行病、洪水および異常気象、高速道路・橋・フェリーの閉鎖や障害、原材料、電力の不足により、本規約を履行するのに重大な影響が及ぼされる事態が含まれます。

第23条（成果の発表）

会員が FLIP を用いた解析結果の成果を公表する際には、参考文献の引用に関し、FLIP に関するマニュアルの中の「使用に際しての注意事項」の記載に従うものとします。

第24条（その他）

- 1 会員または入会申込者以外の第三者が、当法人との間で会員または入会申込者の代わりに当法人への入会およびその他の手続きの全部または一部を行うことはできません。
- 2 当法人は、会員の氏名、法人名、住所、電話番号その他個人を識別することができる情報、その他会員から提供された情報について、当法人のウェブサイト(<http://www.flip.or.jp>)内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとし、会員の同意を得た以外は第三者に開示しません。

第25条（損害賠償および裁判管轄）

- 1 会員が本規約のいずれかの条項に違反したために、当法人が損害を受けた場合、会員は当法人に対し損害賠償の責を負います。
- 2 本規約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本規約に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（完全合意および本規約の変更）

- 1 本規約は、2015年4月16日付の定款ならびに関連する準拠法（発効日後に変更されたものを含む）とともに本規約で取り扱われる事項に関する当事者間の完全なる合意を定めるものであり、口頭または書面であるかを問わず、当事者間のいかなる事前合意、理解、意図にも優先し、取って

代わるものです。

- 2 当法人は、本規約を会員の事前の許可および事前の通知なしに変更できるものとします。当法人は、本規約を変更した場合、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本会員サービス全般のいずれかを利用した場合、または、当法人の定める期間内に退会の手続をとらなかった場合、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 27 条（可分性）

本規約のいずれかの条項が管轄裁判所によって無効または執行不能と判断された場合、当該無効または執行不能な条項は、当法人の本来の意図をできる限り反映するよう適用法に沿った形で解釈されるものとし、本規約の他の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

第 28 条（表題）

本規約に記載されている表題は参照目的のためであり、いかなる場合においても本規約の意味または解釈に影響するものではありません。

第 29 条（存続条項）

本規約第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条および本条の規定は、本規約の終了または解除の後も効力を有するものとします。

附則

この会員規約は、平成 25 年 8 月 23 日から施行し、同日から適用する。

この会員規約は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

この会員規約は、平成 29 年 8 月 18 日から施行し、同日から適用する。

この会員規約は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、同日から適用する。

この会員規約は、平成 31 年 1 月 18 日から施行し、同日から適用する。